

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令 概要

総務省自治行政局福利課

1. 概要

(1) 現行の規定

- 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）に基づく育児休業手当金（以下「育児休業手当金」という。）については、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく育児休業給付金と同様に、原則として、組合員が、子が 1 歳に達する日までにした育児休業等について支給し、子が 1 歳に達した日後の期間について育児休業等をする必要があると認められる場合には、1 歳 6 か月又は 2 歳に達する日まで支給期間を延長することとされている（地方公務員等共済組合法第 70 条の 2）。
- この育児休業等をする必要があると認められる場合として、地方公務員等共済組合法施行規則（昭和 37 年自治省令第 20 号）第 2 条の 5 の 5 第 1 項第 1 号において、「育児休業等に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が 1 歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合」と規定されている。

(2) 改正の内容

- 雇用保険法に基づく育児休業給付金については、「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）に基づき、公共職業安定所において、同給付金の申請者が速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育の利用を希望していることを確認することとし、このことを明確にするため、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）について所要の改正が行われた（令和 7 年 4 月 1 日施行）。
- 育児休業手当金についても、雇用保険法に基づく育児休業給付金と同様の取扱いとするため、地方公務員共済組合において、育児休業手当金の申請者が速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望していることを確認することとし、このことを明確にするため、地方公務員等共済組合法施行規則について所要の改正を行う。

2. 公布日等

公布日：令和 6 年 9 月 27 日

施行日：令和 7 年 4 月 1 日